

別記1 県内に住所を有しない者の営む知事許可漁業における  
制限措置

(香川県)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
瀬戸内海 機船船び き網漁業	瀬戸内海い わし機船船 びき網漁業	54 隻	10 ト未満	愛媛県四国中央市仏崎突端から同県越智郡上 島町江ノ島東端を見通した線以東の燧灘のうち 愛媛県海域 ただし、香川県観音寺市円上島頂上から愛媛 県今治市と同県西条市の境界の大崎ヶ鼻突端を 見通した線以北の海域を除く。	5. 15～ 翌 1. 15	香川県において同 様の漁業種類の許 可を有する者であ って、連合海区漁 業調整委員会にお ける合意に基づき 入漁する者
ごち網漁 業	一そうロー ラーごち網 漁業	11 隻	5 ト未満 48 キロワット (旧馬力15) 以下	高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島 クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横島 を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線 及び津波島北端から高井神島北端見通し 1,000 メートルの点と津波島南端から明神島高頂見通 し 500 メートルの点を結ぶ線の 5 直線に囲まれ た区域	1. 1～ 12. 31	香川県において同 様の漁業種類の許 可を有する者であ って、連合海区漁 業調整委員会にお ける合意に基づき 入漁する者
流し網漁 業	さわら流し 網漁業	19 隻	定めなし	燧灘海面 ただし、旧越智郡西部海面及び別記 2 に掲げ る禁止区域を除く。	4. 1～ 7. 31 9. 1～ 11. 30	香川県において同 様の漁業種類の許 可を有する者であ って、連合海区漁 業調整委員会にお ける合意に基づき 入漁する者